

郡山市保育施設等光熱費高騰対応支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢の変化等により、原油をはじめとする物価の高騰に直面する保育施設等の安定的な事業の継続を支援するため、電力、ガス等の光熱費の負担が増加した保育施設等を運営する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育施設等」とは、市内に所在する次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
- (3) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設
- (4) 法第39条第1項に規定する保育所
- (5) 法59条の2第1項に規定する届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型を除く。）
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保育施設等を運営する者とする。ただし、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、この要綱に定める補助金と同趣旨の他の補助金を受けている者は、この補助金の交付の対象者とししないものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助対象経費は、保育施設等がその業務を行うために使用した電気料、ガス料及び燃料費（灯油に係る経費に限る。以下同じ。）とする。ただし、補助対象経費に対する寄附金その他の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入に相当する額を除くものとする。

2 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 令和5年3月31日時点で保育施設等に入所する児童数（当該児童数が定員に満たない場合は当該定員に相当する人数）に4,216円を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費から令和2年度分及び令和3年度分の当該経費に係る支出額の合計に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象経費内訳書（別記様式）
- (2) 領収書の写し等令和2年度から令和4年度までの補助対象経費が確認できる書類
- (3) 通帳の写し等補助金の振込先が確認できる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第7条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

別記様式（第6条関係）

対象経費内訳書

所在地
申請者 名称
代表者職氏名

1 支出内訳

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
電気料	円	円	円
ガス料	円	円	円
燃料費	円	円	円
合計	① 円	② 円	③ 円

2 収入内訳

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	円	円	円
	円	円	円
合計	④ 円	⑤ 円	⑥ 円

3 補助対象額

	支出額	収入額	支出額－収入額
令和4年度	① 円	④ 円	⑦ 円
令和3年度	② 円	⑤ 円	⑧ 円
令和2年度	③ 円	⑥ 円	⑨ 円

⑦ 円－ (⑧ 円＋⑨ 円) × 1/2 = 円…⑩

4 基準額

定員数	R5. 3. 31現在児童数	基準額
人	人	人 × 4,216円 = 円…⑪

5 補助金交付申請額

補助対象額 ⑩	基準額 ⑪	選定額 ⑫ ⑩と⑪を比較して少ない方
円	円	円
補助金額 (⑫から千円未満を切り捨てた額)		⑬ 円